

豊中市における
市有施設の戦略的配置について
(答申)

平成27年(2015年)4月
豊中市市有施設有効活用委員会

目次

[1] 諮問の背景・趣旨	1
(1) 平成25年度の答申について	1
① 答申の趣旨	1
② 答申のポイント	1
(2) 諮問の背景	2
① 浅利市長3期目の基本政策	2
② 公共施設等総合管理計画	2
③ 市有施設有効活用計画の見直し	2
(3) 諮問の趣旨について	3
[2] 市有施設の戦略的配置について	4
(1) これまでの取り組み	4
(2) 現状の施設配置	4
(3) あらかじめ踏まえるべき点	5
① 施設総量	5
② 施設老朽化比率（財務諸表を用いた目標値の設定）	6
③ その他	7
(4) 目指すべき施設配置	7
① 機能集約・拠点づくり	7
② 機能類型ごとの配置パターン	8
(5) 戦略的配置を達成するためのシナリオ	10
① 戦略的配置の進め方	10
② 施設総量フレームへの収め方	11
③ 市民の理解を得るために	11
[3] 具体的な施設群を素材とした戦略的配置の例	13
(1) 福祉会館・桜塚会館、母子父子福祉センター	13
① 施設群の概要	13
② 課題	14
③ 機能再編から改修計画までの流れ	14
(2) 高齢者福祉施設（老人福祉センター、老人デイサービスセンター）	16
① 施設群の概要	16
② 背景	18
③ 課題	18
④ 機能再編から改修計画までの流れ	19
⑤ 戦略的配置のポイント	19
[4] まとめ	21
資料1-1 都市計画マスタープラン地域区分と施設分類ごとの施設現況一覧	22
資料1-2 都市計画マスタープラン地域区分と施設分類ごとの施設数一覧	24
資料2-1 市有施設の建築年数と延床面積の推移	25
資料2-2 市有施設の用途別の延床面積割合	26
資料3 施設分類ごとの主な機能の例（平常時の主な機能）	27
資料4 機能類型（市民視点からのまちへの期待）ごとの配置パターン	33
資料5 機能分類別の配置パターン 応用例	37
豊中市市有施設有効活用委員会 平成26年度審議経過・委員名簿	38

豊中市における市有施設の戦略的配置について（答申）

[1] 諮問の背景・趣旨

（１）平成２５年度の答申について

市長からの諮問を受け、平成２６年（２０１４年）３月、当委員会から「個別事案を踏まえた市有施設の有効活用について」を答申したところである。

今回の答申を行うに際し、平成２５年度の答申との整合性を図るために、以下にその答申の趣旨及びポイントを記載する。

① 答申の趣旨

個別具体的な施設（人権まちづくりセンター、老人福祉センター、保育所・幼稚園、図書館）の有効活用の検討を通じて、「複合化・多機能化・戦略的配置についての方針」の具現化について、検討を行う際の視点や方向性を提示するものである。

② 答申のポイント

「機能」を従来の枠内に限定せず配置する。つまり、施設の「機能」を、現在の行政上の施設としての位置づけや行政組織の枠から切り離して考えることを提言している。

また、ハードを最大限に有効活用するために、将来の用途変更を視野に入れて、どのような機能にも対応可能なできる限り汎用性の高い部屋・仕様にすべきであるとしている。

さらに、行政職員の役割についても言及しており、求められる行政職員の役割としては、「ビジョンを創造し発信する能力」「多様な人材・資源を活用するコーディネート能力」であるとしている。

これは、図書館の場合は外部活力導入、保育所・幼稚園の場合は公立施設と民間施設の機能分担という検討課題があり、行政と民間では行動原理が違ふことから、これらの検討課題は、「施設の機能に対して、行政職員が担うべき部分は何か」という議論に帰着するからである。

(2) 諮問の背景

今回の諮問の背景については、主として次の3点がある。

①浅利市長3期目の基本政策

基本政策「たゆまない改革を推し進めるまち」の政策項目として、市有施設のスクラップ&ビルド（施設の戦略的配置）が掲げられており、また、重点的・優先的に取り組むプロジェクトの一つ、「改革エンジンパワーアッププロジェクト」にも、同項目が掲げられている。

②公共施設等総合管理計画

平成26年（2014年）4月22日、総務省から、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されたところである。

「公共施設等総合管理計画」は、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化に対応するため、公共施設等の全体状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などの計画的実施を行うことで、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置を図るものである。

総務省から計画の策定要請と合わせて示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、当該計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めることとされている。

この要請の背景には、老朽化した公共施設等の維持管理や再編が、全国的な課題となっていることがあると考えられる。

③市有施設有効活用計画の見直し

当市では、平成26年度、市有施設の有効活用の方向性、検討手順、評価手法などについて「市有施設有効活用計画」の見直しを行ったところである。その中で、上記「公共施設等総合管理計画」の策定要請についても触れ、「公共施設等総合管理計画」において述べられている考え方を念頭に、市有施設の評価や有効活用を行うとしている。

(3) 諮問の趣旨について

今回の市長からの諮問は、

「豊中市における市有施設の戦略的配置について」

である。

今回の諮問のねらいは、

市長の基本政策において施設の戦略的配置が掲げられており、「公共施設等総合管理計画」において公共施設等の数・延べ床面積等やトータルコストの縮減・平準化に関する数値目標をできる限り設定することを求められている。

また、「市有施設有効活用計画」と上記「公共施設等総合管理計画」との整合性を図る必要があり、こういったことなどを勘案すると、施設のあり方を個別にあるいは分野別に考えるだけではなく、定量的なデータを活用しながら市有施設全体の戦略的配置を示すことが求められている。

そこで、豊中市を取り巻く社会経済環境や前回の答申の趣旨などを踏まえ、当市の市有施設全体の戦略的配置について、答申を求めるものである。

ということである。

当委員会としては、持続可能な行財政運営と市民サービスの向上の両立を図りながら、総合計画基本構想などが目指すまちづくりの実現に資するための「市有施設の戦略的配置」について、その視点や方向性を答申することとする。

[2] 市有施設の戦略的配置について

(1) これまでの取り組み

市有施設の戦略的配置に関する当市のこれまでの取り組みとしては、全市的な観点から施設配置の最適化を図るために、平成21年(2009年)4月「市有施設の有効活用のための基本方針」、平成22年(2010年)8月「市有施設の有効活用指針」、平成23年(2011年)7月「市有施設有効活用計画」を策定した。

「市有施設有効活用計画」に基づき、重点的に有効活用を検討する特定施設を選定し、施設の統廃合、転用を図ってきたが、課題のある施設を個別に検討する域を出ず、施設全体の配置構想には至っていなかった。

また、平成24年(2012年)12月「複合化・多機能化・戦略的配置についての方針」を策定し、施設の設置目的、性質、特性などや総合計画基本構想、都市計画マスタープラン等のまちづくりの方向性を勘案して、分散型、集中型などの配置タイプの選択などの検討を行い、配置タイプに応じた適正な利用圏域を設定し、それに基づいた施設配置を行うことを基本方針としたが、現時点ではまだ具体的な施設配置には結びついていない。

(2) 現状の施設配置

市有施設の戦略的配置を考えるためには、まず現状の施設配置を把握する必要がある。

平成25年度の議論を踏まえると、今後は機能の配置と施設のハードの配置を分けて考えるべきであるが、まずは従来型の機能とハードを一体化した考え方で配置を見ることとする。

総合計画の施策体系などにもとづく分類による施設数は、教育文化関連施設が最も多く、次いで集会・コミュニティ施設、社会福祉等関連施設となっている。都市計画マスタープランの地域区分と施設分類ごとの施設現況一覧、施設数一覧については、資料1-1(P22~P23)及び資料1-2(P24)のとおりである。

1950年代から1970年代にかけて多くの施設が建設されている。そのうち小中学校などの学校関係が大半を占めている。市有施設の建築年数と延床面積の推移、市有施設の用途別の延床面積割合については、資料2-1(P25)及び資料2-2(P26)のとおりである。

(3) あらかじめ踏まえるべき点

市有施設の戦略的配置を考える時にあらかじめ踏まえるべき点としては、主に次の2点が考えられる。

①施設総量

施設の「ハード」としての側面に着目したおおまかな施設総量の目安、イメージを設定しておかないと、単に必要なだけ増床するという効率性、実現性を軽視した方向が出てくる可能性がある。

老朽化した施設を除却した場合、その跡地に再度公共施設をと望まれることが多い。そうすると、持続可能な行財政運営という観点からは問題がある。そういう意味でも、施設総量の設定や長期的・全体的な視点によるロードマップの作成と説明が必要である。

また、戦略なしで老朽化した施設から順次更新すると、施設総量の調整余地がなくなり、いずれかの段階で必要な施設の更新や維持までが不可能になる。

さらに、施設総量の設定などを意識しないと、創造的なアイデアは出てこない。施設総量の設定をマイナスと考えるのではなく、むしろアイデアを生み出すための必要条件であると積極的に考えるべきである。その方が、機能の複合化や運営の合理化は考えやすくなると思われる。

しかしながら、当市においては、施設総量削減は市有施設再編の一つの目的に過ぎない。サービス提供の合理化を進めるために市有施設の再編・有効活用を進めるが、その検討の中で、総量削減も考慮せざるを得ないというスタンスを取るべきである。

施設総量は、将来の市民1人あたりの市有施設関連の財政負担¹を考慮して算定する必要がある。

市有施設関連コストは、施設の改修費用（計画的な改修費用）・更新費用（施設の建替え費用）にランニングコスト（日常的な施設維持費＋事業運営費）を加えたものと考えられる。

市有施設関連コストのうち、将来の市民1人あたりの改修・更新費用につ

¹確保可能な財源とせず将来の市民1人あたりの市有施設関連の財政負担としている理由は、将来の市有施設関連コストの市民負担について、市民が考える契機になることを期待するからである。

いては、考慮すべき要素²として将来（30年後等に設定）における①人口減少、②長期的な税収の低下等による財源の縮小、③施設以外の償却資産（インフラ）改修・更新費用と施設の改修・更新費用の調整、の3点がある。

さらに、ランニングコスト負担にも、将来の市民が堪えられなければならない。しかしながら将来のランニングコストは施設で行われる事業内容に左右され変動要因が多いので、長期的なシミュレーションは現実的ではない。そこで、ランニングコストは、施設総量の算定の基礎数値として用いるのではなく、施設ごとに毎年度把握し施設の評価に用いることが求められる。

なお、前回の答申においても言及したように、行政と民間では行動原理が違うので、あくまでそれを認識したうえであるが、市有施設の維持管理運営面において最適な行政と民間の役割分担を考えていくことで、ランニングコストの低減に繋がる可能性はある。

今後30年間程度の改修・更新に要する費用を平準化し30年後の将来推計人口で割った数値が、上記3点を考慮した将来の市民1人あたりの改修・更新費用とどれだけ乖離しているか。その乖離の割合だけ、施設総量は調整しなければならない。

また、施設の改修・更新費用を算定する際には耐用年数について統一した考え方が必要である。減価償却費の計算などに使用する法定耐用年数であると、用途にもよるが鉄筋コンクリート造で50年程度となっている。一方、維持補修を適切に行った場合の現実の耐用年数は、一般的に鉄筋コンクリート造で60年～70年と言われている。環境負荷などを考慮すれば、これからの時代はできる限り長寿命化を図り長く使用すべきである。したがって、耐用年数は合理的に説明できる範囲で長めに設定すべきである。

建築物の構造や施工方法、メンテナンスにもよるが、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」において示されている標準的な耐用年数などを参照し、60年とすることが考えられる。

②施設老朽化比率（財務諸表を用いた目標値の設定）

あらかじめ踏まえるべき点として、施設の老朽化の現状を分析し、将来の大規模修繕などに係る費用を予測し一定のコントロールを行うため、施設老朽化比率³の目標値を定める必要がある。

²実際の施設配置にあたっては、まちづくりの視点や個別施設や施設分野に対する行政需要も一つの大きな検討要素となる。

³施設老朽化比率＝減価償却累計額÷取得価額

施設老朽化比率は、財務諸表を活用して導き出すことができる。

施設老朽化比率が現状よりも上昇しないよう、更新必要な施設を選定し、戦略的再配置の一環として更新していくことが必要である。この比率が高いほど、将来大規模修繕などの費用が多くかかることが予想される。そのためにも、戦略的再配置へのロードマップを早めに示さなければならないと言える。この取り組みが停滞すると、施設の老朽化比率は上昇を続けることになる。

③その他

答申では、具体的な施設総量フレームや目標数値を提示するのではなく、それを導き出すための考え方を示すにとどめる。具体的な数値については、精緻なデータが揃った段階で、答申で示した考え方にに基づき市が設定するものとする。なお、市としては、精緻なデータを待つのではなく、その時点で用意できるデータによって一旦試算し、徐々に精度を上げていくこともひとつの方法である。

(4) 目指すべき施設配置

①機能集約・拠点づくり

あらかじめ踏まえるべき点を意識すると、既存配置からの機能集約・拠点づくりという動きを基調とするべきである。千里・南部コラボ（地域連携センター）の2つの拠点づくりはその全体戦略の先取りといえる。

機能を集約した拠点づくりによって、例えば主に高齢者を対象とする機能と主に子どもや青少年を対象とする機能を集約することによって多世代の交流が図れるなど、資源集中による相乗効果が創出されるので、施設によってはむしろ市内に均等に分散させない方が良いものもある。また、分散型配置が望ましい機能であっても、拠点となる場所や施設にできる限り機能を集約することにより、複合化・多機能化の相乗効果が期待できる。

「できるだけ多くの機能ができるだけ近くにあることがベター」と考えがちである。しかし、施設の担う機能によっては、魅力ある施設であれば、遠くにあっても市民の満足度はむしろ向上するのではないと思われる。

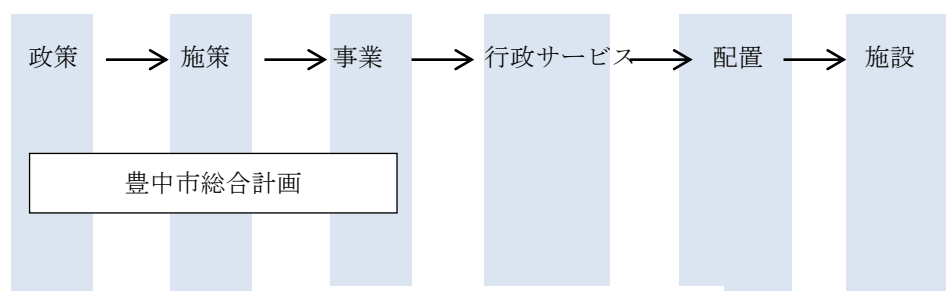
当市においては、新たに機能を集約させるエリアを創り出すのは難しい。現実的には、既に機能が集中されているエリアを発展させていく方向であると考ええる。

2箇所の地域連携多機能拠点（コラボ）以外に、どの場所にどのような拠点を構想すればよいかは、拠点のコンセプトと地域特性、相乗効果を生み出す施設相互の親和性の組み合わせで考えていくべきである。また、地域特性といってもそれだけで一義的に配置が決まるものではなく、考慮すべき多くの要素の一つという位置づけであると考えられる。

②機能類型ごとの配置パターン

1950年代から1970年代は新たに施設を整備する必要のある時代であったが、今後は施設総量フレームを踏まえて既存施設の活用・再編を行うことが求められている。

施設整備の時代には、政策から施策、事業、事業を具体化するための行政サービスへとブレイクダウンし、その行政サービスの利用者の行動範囲などを検討したうえで、配置計画を行い、施設の建設計画を進めてきた。（図1参照）



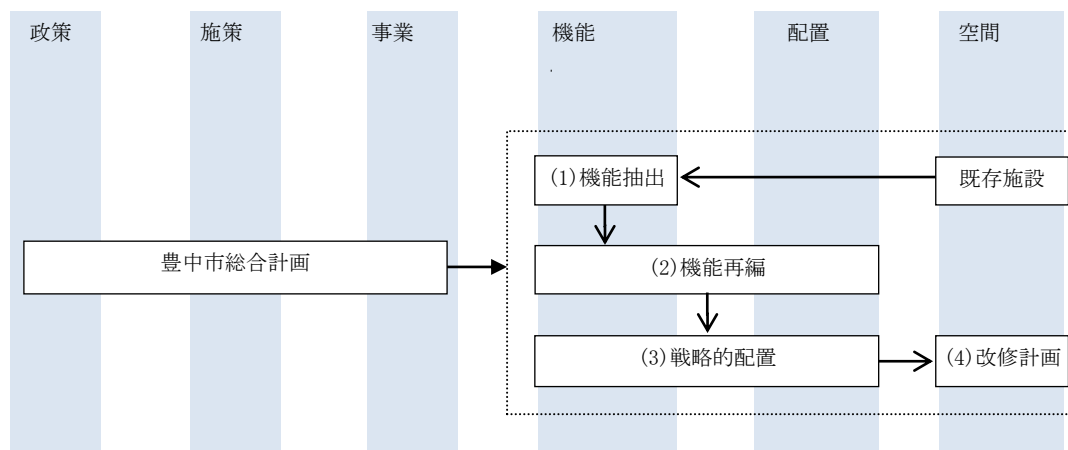
【図1】施設整備の時代の施設配置

政策からのブレイクダウンで行政サービス→配置→施設を検討すると、事業を具体化するための行政サービスごとに施設が必要になるので、新規の整備を最低限に抑えて既存施設を再編しなければならない時代にはそぐわない考え方である。また、この考え方に従うと、施設とその建物を一体的に捉えるため、建物の廃止解体と新設をセットで行うことによって施設の最適配置を実現していくことに繋がる。従って、市内の大多数の市有施設を巻き込んだ再編計画になる。今後急激な人口減少、税収減が見込まれる自治体では、そのような劇的な施設再編計画も一定必要になる場合もある。

しかし、当市を取り巻く状況を考えてみると、市民サービスの低下に繋がりがかねない劇的な再編ではなく、以下の流れが妥当と考えられる。すなわち、既存の施設における(1)機能を洗い出し、(2)機能再編を行う。この(2)機能再編では、当該機能の政策目的を総合計画や分野別計画に対応させながら整理したうえで、その目的を実現するために追加する機能はないか、また類似機能で統合できるものはないか、といった視点も含めて再編を行う。さらに、

再編された機能を如何に効果的に既存施設に再配分するかを検討する(3)戦略的配置を行い、その結果、必要に応じて(4)改修計画の可能性を検討する。

つまり、既存施設を再編するのではなく、既存施設を機能に分解したうえで機能の再編を行い、再編された機能を既存施設に再配分するイメージである。(図2参照)



※上図においては、従来型の施設単位の考え方と機能に着目した新たな視点との違いを強調するため、＜行政サービス＞に変えて＜機能＞、＜施設＞に変えて機能を活用する場所としての＜空間＞としている。

【図2】今後の施設配置

当市における既存の施設を、図書館、公民館、体育館といった分類ごとに、平常時の主な機能に分解したものを、資料3「施設分類ごとの主な機能の例」(P27～P32)として掲げる。本来は、具体的施設名を一切持ち出さずに機能だけで説明することが望ましいが、それでは一般にイメージしにくいので、既存施設から機能を抽出している。趣旨としては、あくまで機能に着目した分類であり、従来型の施設にこだわった発想ではない。

資料3によって、ひとつの施設といっても、一般に想像する以上に様々な機能があることが明らかになっている。資料3は委員会において作成したものであるが、今後、具体的な施設の再編を検討する際には、施設所管部局にフィードバックし、所管部局の視点を取り入れる必要がある。

繰り返しになるが、市有施設の戦略的配置は、既存施設を再編するのではなく、資料3のように既存施設を機能に分解したうえで資料4(P33～P36)の市民視点からの分類に対応した配置パターンに基づき機能の再編を行い、再編された機能を既存施設に再配分するものである。

国の補助金を受けて建設した施設、起債の償還が終了していない施設は、用途転用によって補助金などを返還しなければならない場合があることに留意する必要があるが、その場合でも機能に着目した柔軟な再編を検討する必要がある。

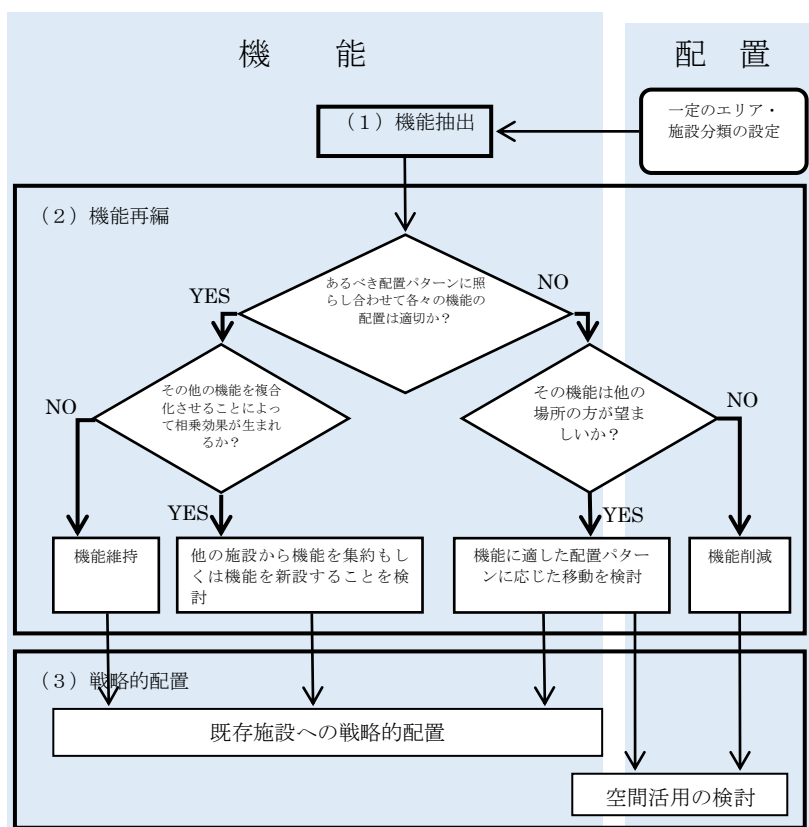
(5) 戦略的配置を達成するためのシナリオ

①戦略的配置の進め方

施設再編は短期で行うものではなく、長いスパンで考える必要がある。老朽化対策を行って数年以内に当該施設の廃止が決定されるなどの無駄が起これないように、戦略的配置構想及びそのロードマップ⁴を早急に策定する必要があるが、それらに基づいて、老朽化により更新時期を迎える都度、またはある施設が今日的な役割を終えたと判断された都度、それらの機会をチャンスと捉えて、少しずつパズルのように行っていくものであると考えられる。

また、市有施設全体を一体的に捉えて施設の再編を考えることはその複雑さから現実的ではなく、実際にはあらかじめ踏まえるべき点や全体像を頭に置きながら一定のエリア、一定の施設分類を限定してその中で検討していくことになる。資料5（P37）はその応用例である。

一定のエリア、一定の施設分類を設定した場合の機能再編から戦略的配置への検討の流れは図3のとおりである。



【図3】機能再編から戦略的配置への検討の流れ

⁴ 「戦略的配置構想」は、市域全体における施設総量を踏まえた機能ごとの必要な量、配置について、おおまかに示したもの。「そのロードマップ」は、「戦略的配置構想」を実現するため、残存耐用年数等から導き出した既存施設の更新・廃止時期、新規施設の建設時期と、それらに至るプロセスを示したもの。

②施設総量フレームへの収め方

老朽化が激しい施設、他用途への変更が強く期待される施設などは、統廃合・転用を重点的に検討する施設として浮上する。そのための評価を行う必要がある。個別の施設を評価するための方法については、市有施設有効活用計画においても提示されている。そういう意味では、同じ機能類型間の個別施設の優劣については決定する方法が存在する。しかしながら、施設総量のフレームに収めるための機能類型単位ごとの考え方については未整備である。

例えば、生活への密着度が高い施設、利用者の徒歩圏にあることが望ましい施設ほど、廃止による市民生活への影響がより直接的なので、削減する割合を施設全体の割合よりも少なくし、その分利用者が公共交通機関を利用して通っても構わない施設の削減割合を大きくする、といった考え方である。

施設総量フレームへ収めるためには、延床面積が一番多い学校等教育施設が大きなポイントになる。施設の機能に着目すると、小学校・中学校は学校教育以外に、市民団体、地域の団体の活動拠点や集会の機能を併せ持ち、地域コミュニティと密接に結びついていることが伺われる。従って、学校教育以外の機能を念頭に置きながら、周辺にそれらの機能を代替できる施設があるかどうかなどを含めて検討したうえで、再編を図ることが求められる。

③市民の理解を得るために

(3) あらかじめ踏まえるべき点において述べた施設総量を算定した結果、現在より施設総量を縮小する方向が示されれば、それらの定量データを市民に提示することで、全体的な縮小はやむを得ないことを訴えかけることが必要である。

また、存続か廃止かの2つの選択肢ではなく、様々な柔軟なメニューを提示することが求められる。そのためには、「施設」と「機能」の分離に加え、柔軟な「運営」も視野に入れる必要があると思われる。当市の実例を挙げると、市民サービスコーナー廃止にともなう市府民税課税証明等のコンビニエンスストアにおける交付といったことであるが、例えば、汎用性を持たせた空間を数多く用意しておくことで、一部の施設を廃止する場合でも、他の施設でその機能を代替することが可能になる。また、拠点を構成する素材として、複合型施設だけではなく、市有地・公園などの周辺の資産すべてを素材に使って構想することで選択肢が広がる。ただし一方で、都市公園法などの法令の制約もある。

さらに、複合化・多機能化による相乗効果の創出を具体的に説明できれば、市民の理解を得ることに繋がると考えられる。

なお、公立施設の廃止に伴って民間施設にその役割の一部を分担してもらう場合は、民間に任せきりにするのではなく、運営についてアドバイスを行うなど、当市が一定の関与をすることで市民の理解を得やすいと思われる。

[3] 具体的な施設群を素材とした戦略的配置の例

＜【2】市有施設の戦略的配置について＞で示した機能類型ごとの配置パターンだけでは、その内容をイメージしにくい可能性があるため、この章では、老朽化により更新時期を迎えた施設群や社会情勢の変化によって今日的な役割が問われている施設群を素材にして、その応用例の流れを示すものとする。

これらはあくまで応用例の流れであり、市としてはここに示した考え方を参考にして、市有施設の戦略的配置を進めてほしい。

（１）福祉会館・桜塚会館、母子父子福祉センター

①施設群の概要

これら施設群の概要は、表１のとおりである。

【表１】福祉会館・桜塚会館、母子父子福祉センターの概要

施設名	利用状況	機能
福祉会館	福祉会館事務室（１階） 福祉事務所（１階）	事務
	介護認定審査会会場（２階 会議室、和室１、和室２）	介護認定の審査
	会議室１（１階）、会議室２（１階）、 集会室（３階）	集会
	会議室（２階）、和室３（２階）	地域の活動拠点（中桜塚自治会）
桜塚会館	桜塚会館事務室（１階）、和室１（２階）、 会議室１（２階）、和室２（３階）、 会議室２（３階）、会議室３（３階）	地域の活動拠点（中桜塚自治会）
	会議室（２階）	集会（福祉会館として使用）
母子父子福祉センター	ゆたか保育園（１階）	保育
	桜塚分団屯所（１階） 情報公開課（３階） 保育幼稚園室（３階）	倉庫
	母子父子福祉センター相談室（２階）	就労支援、相談（母子父子、母子父子福祉）
	更生保護サポートセンター（２階）	更生保護サポート
	母子父子福祉センター事務室（２階）	情報の収集・発信（母子父子）
	母子父子福祉センター事務室（２階） 情報公開課作業室（３階） 豊中市労働組合連合会事務所（３階）	事務
	会議室（２階）、和室（２階）	集会

②課題

福祉会館（中桜塚2丁目28番7号）は昭和34年（1959年）、桜塚会館（所在地は福祉会館と同じ）は昭和45年（1970年）、母子父子福祉センター（中桜塚2丁目29番31号）は昭和51年（1976年）の竣工であり、当該施設群はいずれも老朽化が進んでいるとともに、時代に対応した新たな機能が求められており、再整備を検討する時期に来ている。

そこで、以下に当該施設群を再編検討施設として設定した場合の再編の流れを示すものとする。

③機能再編から改修計画までの流れ

資料3（P27～P32）をもとにそれぞれの施設の主な機能を抽出すると、福祉会館・桜塚会館は、地域団体の活動拠点、集会、事務の機能を有し、母子父子福祉センターは、就労支援、母子父子・母子父子福祉に関する相談機能、母子父子に関する情報の収集・発信機能、集会の機能を有している。

次に、これらの機能ごとに、資料4（P33～P36）の機能類型ごとの配置パターンに当てはめると、福祉会館・桜塚会館の地域団体の活動拠点、集会機能は、いずれも＜②日常的な利便性が備わっている－生活に身近なサービスを利用できる機能＞に対応する、必要な時に利用しやすい利便性のある段階構成型の配置パターンとなり、事務の機能については配置パターンの概念がない。

母子父子福祉センターは、就労支援、母子父子・母子父子福祉に関する相談、母子父子に関する情報の収集・発信機能とも、＜③生きがい・楽しさを感じられる－活動に参画したり、他者と交流することのできる機能、個人としての生活を豊かにするための機能＞に対応する集中型となり、集会機能は、必要な時に利用しやすい利便性のある段階構成型の配置パターンとなる。

段階構成型の配置パターンであれば、利用者の行動範囲は徒歩圏から単一公共交通機関開通圏であり、配置基準は中学校区から例えば都市計画マスタープランの地域区分などの7圏域となるので、福祉会館・桜塚会館の集会機能を例に取れば、この範囲にそれと同一か類似の機能を有する他の市有施設が存在するかどうかを調査し、その結果を踏まえて、現在の場所に集会機能が必要かどうか、追加する機能はないか、あるいは別の場所に移転すべきか、機能を削減すべきかどうかなどを判断することになる。

同様に、集中型の配置パターンであれば、利用者の行動範囲は公共交通機関開通圏（乗り継ぎもあり）で、配置基準は7圏域～北部・中部・南部となるので、この範囲にそれと同一か類似の機能を有する他の市有施設が存在す

るかどうかを調査し、それに基づき判断することになる。

その際、例えば、母子父子福祉センターの政策目的が、総合計画後期基本計画の施策体系第2章第1節③社会的援助を必要とする子どもへの支援であるとする、その場所に当該機能が必要な場合であっても、総合計画の視点から現状に追加する機能はないかを検討する必要もある。

また、桜塚会館は自治会が利用するなどしているので、建替えに係る地元の意向も政策目的と合わせて考慮すべき要素となる。

このような流れで再編を検討した機能を、当該施設群及び周辺の施設に再配分し、再配分された機能が現状のハードに適合しない場合は、ハードの改修計画を検討することになる。

さらに、当該施設群の場合、施設総量という観点から言えば、隣接するこれらの施設群を複合化して一体的に整備し、重複している集会機能の共有化などを図っていくことで、延床面積の縮減に繋がると考えられる。

(2) 高齢者福祉施設（老人福祉センター、老人デイサービスセンター）

平成27年度からの介護保険制度の改正に伴って、当市においても、高齢者福祉施設の役割がどうあるべきか問われるものと思われる。

そこで、当委員会では、老人福祉センター、老人デイサービスセンターを所管する健康福祉部の職員の協力も得ながら、議論を行ってきた。

現在の取り組みについてお聞かせいただき、「地域包括ケアシステム」構築をはじめとする課題に対応するためには、高齢者福祉施設の再編が必要であることは理解したところである。

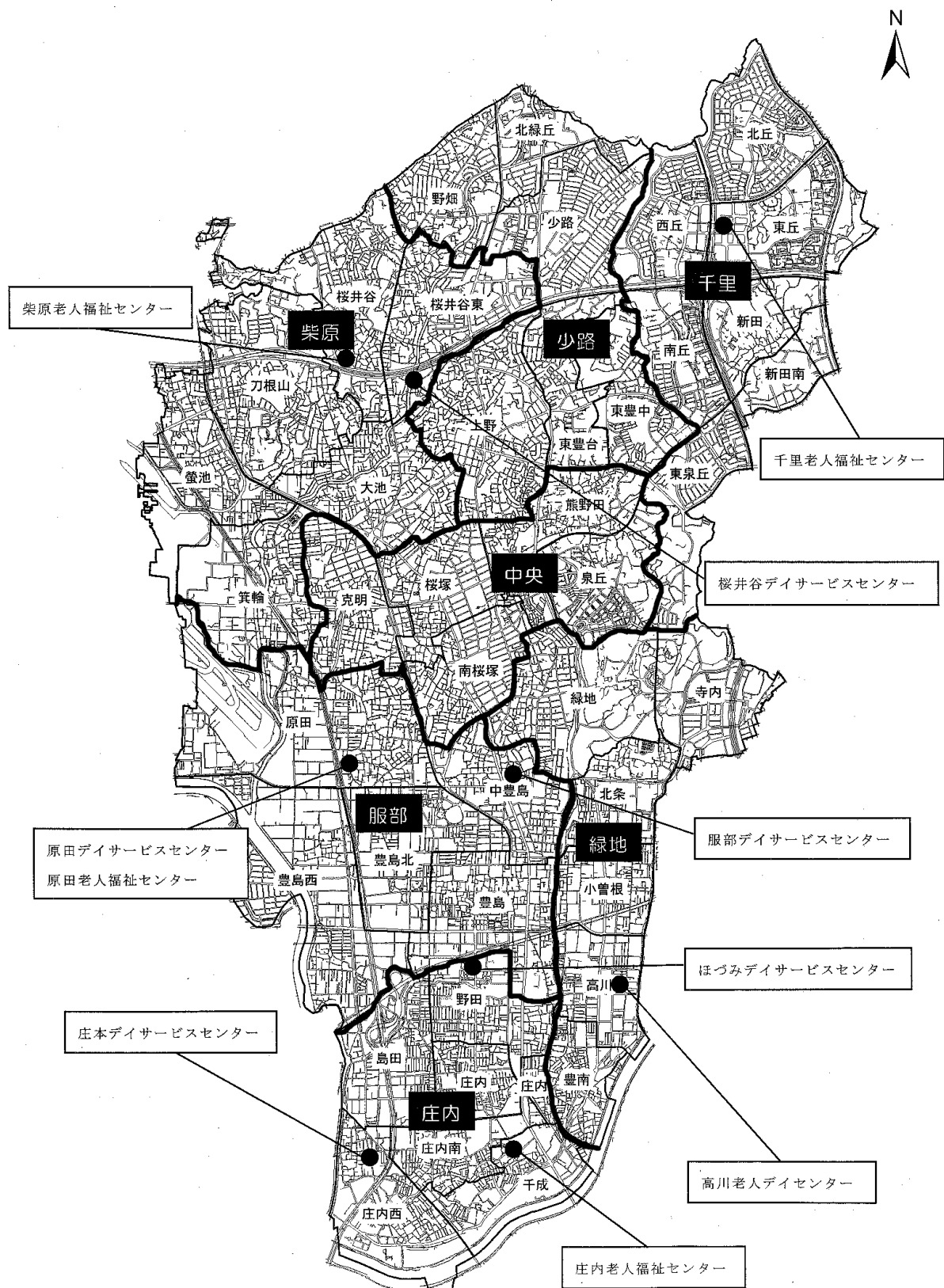
それらを踏まえ当委員会として、老人福祉センター、老人デイサービスセンターといった高齢者福祉施設を素材として取り上げ、これら施設群の概要、取り巻く背景、課題、機能再編の流れ及び戦略的配置のポイントについて、以下に示すこととしたい。

①施設群の概要

老人福祉センターは、主に元気な高齢者の居場所・憩いの場を提供する目的で、千里（新千里東町1丁目2番2号）、柴原（柴原町4丁目4番5号）、原田（原田元町3丁目13番1号）、庄内（三和町3丁目2番1号）の市内4か所に設置されている。いずれも直営施設である。

老人デイサービスセンターは、主に要介護者の通所介護の場を提供するため、桜井谷（桜の町3丁目12番10号）、原田（原田元町3丁目13番1号）、服部（服部本町5丁目2番8号）、高川（豊南町東1丁目1番2号）、庄本（庄本町3丁目1番15号）、ほづみ（穂積1丁目9番1号）の市内6か所に設置されており、いずれの施設も指定管理者により運営されている。

これら施設群の現状の施設配置は図4のとおりである。



【図 4】 日常生活圏域と老人福祉センター、老人デイサービスセンターの施設配置

②背景

国では、地域包括ケアシステムを「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」としており、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「日常生活の支援」の5つの機能で構成されとしている。また、地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定している。

当市では、これまで、日常生活圏域において、上記5つの機能で構成される地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域包括支援センターの機能強化によって、5つの機能が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供されるよう、地域の関係者及び関係機関とのネットワークづくりを進めてきたところである。併せて、第5期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「認知症高齢者支援対策の推進」を基本目標のひとつとして掲げ、その取り組みを強化してきた。

次期計画である第6期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、これまでの当市における取り組みを踏まえ、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「日常生活の支援」という機能に「認知症高齢者支援」を加え、さらにそれらの機能を下支えするための地域における様々な支援機能を「地域支援」として、合計7つの機能を有する地域包括ケアシステムを目指す旨、現時点での整理を行っている。

③課題

地域包括ケアシステムの構築に寄与するという視点を踏まえた、当該施設群の課題については、以下のとおりである。

老人福祉センターは、前述のとおり主に元気な高齢者の居場所・憩いの場を提供する役割を担っているが、今後は高齢化率の一層の上昇に伴い、高齢者が「支えられる側」だけではなく「支える側」にも回るという地域包括ケアシステムの考え方を踏まえた、新たな機能の付加が望まれる。すなわち、現機能に留まらず、高齢者の就労や地域での活動、多世代交流等を促進することまで含めて、総合的な生きがい創出の場となることが期待される。

また、老人デイサービスセンターは、主に要介護者の通所介護の場を提供する役割を担っているが、同じ機能を有する民間施設が充実している状況から、事業や施設の見直しが課題となっている。

④機能再編から改修計画までの流れ

資料3（P27～P32）からそれぞれの施設の機能を見てみると、老人福祉センターは、高齢者のレクリエーション・健康増進・活動拠点といった機能を有しており、老人デイサービスセンターは、高齢者の食事・入浴サービス・機能訓練・介護方法の指導といった機能を有している。

これらの機能を資料4（P33～P36）の配置パターンに当てはめると、いずれの機能も、＜②日常的な利便性が備わっている－生活に身近なサービスを利用できる機能＞に対応する、必要な時に利用しやすい利便性のある段階構成型の配置パターンとなる。

これら施設群の配置パターンに対応する配置基準は、中学校区から7圏域であり、この範囲で同一または類似機能を有する施設が存在するかどうかを考えると、老人福祉センターでは老人憩の家が同様の機能を有すると考えられる。老人デイサービスセンターは、市有施設では該当する施設はないが、民間まで含めると同一の機能を有する施設は多数存在する。

こういったことから、老人福祉センターは、現状の機能を維持しつつ、高齢者和其他の世代との交流、就労支援、地域活動拠点といった機能を加えた、老人憩の家をサブ施設とする中心核として位置付けることが考えられる。

老人デイサービスセンターについては、民間に同一機能を有する施設が多数存在することから、高齢者の食事・入浴サービス・機能訓練・介護方法の指導といった機能は削減することになるが、全ての施設が複合施設であることから、当該施設が更新時期を迎えるまでは施設の売却は困難であり、また厨房や浴場といった設備が備わっていることから、これらの設備を撤去するとなると多額の改修費を要するといった問題もある。従って、跡施設の活用は、設備をそのまま活用でき、また地域包括ケアシステム構築にも資するので、「介護予防」などの機能に転用することが考えられる。

⑤戦略的配置のポイント

当該施設群において、地域包括ケアシステムの構築に寄与する「戦略的配置」のポイントとしては、次のような点が考えられる。

● 民間事業者との一層の協働の推進

前述のように、当該施設群において、今後も求められるであろう機能としては、資料4（P33～P36）の機能類型でいえば、「②日常的な利便性が備わっている」ことに貢献する機能が主である。同資料において、この機能類型②の機能配置効果を高める戦略としては、「民間施設とのサービ

スネットワークを形成する」と整理している。つまり、当市でいう中学校区から日常生活7圏域単位に配置する機能を全て当市の施設でカバーするのではなく、拠点的な施設とサテライト的な施設の役割分担を行うなかで、民間施設にもその役割を担ってもらい、相互のネットワークを張り巡らせることによって、限られた公的資源のもとでその機能が最大化できるという趣旨である。

また、地域包括ケアシステム自体も、地域の関係者及び関係機関などの多様な主体で支えるものと説明されている。

このことから、一つは地域包括支援センターや介護予防プログラムを実施することになる事業所など既存民間施設とのネットワークを形成するとともに、当該施設群自体についても、例えば施設貸付などの手法も活用しながら、民間事業者による事業展開を検討すべきであると考ええる。

事業委託や指定管理者制度など、民間事業者が事業を行うスキームとして一般的なものはいくつかあるが、これらはあくまでも当市の事業の実施部分を民間事業者が担う考え方である。「民間施設とのネットワークを形成する」「多様な主体で地域包括ケアシステムを支える」という考え方に沿うならば、当市の事業以外に民間事業という枠組みにおいても公益的な機能を担ってもらおうといった、さらに踏み込んだ民間事業者との PPP (Public Private Partnership) すなわち公民協働の可能性の追求を提案するところである。

● 長期的視野に立った配置及び事業の見直し

安心・安全で持続可能な地域包括ケアシステムの実現を念頭に置けば、高齢者福祉施設の再編についても長期的視野に立って、戦略的に現状からの変化のシナリオを描く必要がある。団塊の世代が後期高齢者となり始める平成37年(2025年)時点の施設配置や事業のあり方を描く一方、現在の地域住民や利用者にも配慮し、何らかの協議の場を設定しながら、実現すべき地域包括ケアシステム像を共有しつつ進めていくことが妥当である。

なお、市有施設を活用して民間事業者による事業展開を考える場合、制約を厳しくし過ぎないことが成功の要件であるが、一方で地元住民や利用者の総意から切り離された市有施設の運用は適切ではない。協議の場において関係主体の意見を聴きながら、ともに地域包括ケアシステムの理念に向かって進んでいく気運を醸成することが重要である。

〔４〕 まとめ

＜【１】（２）②公共施設等総合管理計画＞において述べたように、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化に対応するため、公共施設等の全体状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などの計画的実施を行うことで、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置を図っていこうという動きは、全国的なものとなってきた。一方で、施設の更新・統廃合に当たっては、利用者の理解が得られにくいなど課題が多いのも現実である。

当委員会では、前回の答申から、市有施設の問題を単に財政上の均衡の観点からのみ論じるのではなく、一貫して市民視点から検討を加えてきたところである。

そういう意味では、＜【２】（５）③市民の理解を得るために＞においても述べたが、そこに示されたこと以外にも検討プロセスを説明するなど、持続可能な行財政運営と市民サービスの向上の両立を図りながら、「市有施設の戦略的配置」を進めていってほしい。

当委員会の提案する施設の機能に着目した戦略的配置は、これまでにない新しい視点であり、施設の再編に効果的な考え方であると思われる。一方で、従来型の考え方から見ると、機能に着目した考え方はイメージが難しいのも確かである。市においては、実際の戦略的配置にこの答申の考え方を適用して具体化していく際には、市民にできる限り判りやすい説明をしながら進めるよう、十分留意してほしい。

そのうえで、財政シミュレーションの視点からだけで施設の削減を行うといった一般的な取り組みではない、当市の歴史や文化的背景を踏まえた斬新でありながらも着実な市有施設に関する取り組みを進めていっていただくことを期待する。

資料 1－1 都市計画マスタープラン地域区分と施設分類ごとの施設現況一覧

	都市マスタープラン地域区分						
	北部	北東部	中北部	中部	東部	西部	南部
推計人口 (人)	52,713	52,225	90,342	79,359	42,625	17,347	59,801
面積 (km ²)	4.9	4.6	7.1	5.4	3.9	5.0	3.7
人口密度 (人/km ²)	10,800	11,400	12,700	14,700	10,900	3,500	10,500
施設分類	北部	北東部	中北部	中部	東部	西部	南部
社会教育 施設	野畑図書館 桜井谷公民分館 少路公民分館 野畑公民分館 桜井谷東公民分館 北緑丘公民分館 北緑丘コミュニティルーム 桜井谷(二中)コミュニティルーム	千里図書館 千里公民館 新田公民分館 北丘公民分館 東丘公民分館 西丘公民分館 南丘公民分館 新田南公民分館 新田コミュニティルーム 北丘コミュニティルーム 東丘コミュニティルーム 西丘コミュニティルーム 南丘コミュニティルーム 郷土資料室	東豊中図書館 桜塚公民分館 大池公民分館 熊野田公民分館 上野公民分館 東豊中公民分館 刀根山公民分館 東豊台公民分館 箕輪公民分館 大池コミュニティプラザ 桜塚コミュニティルーム 東豊中コミュニティルーム 刀根山コミュニティルーム	青年の家いぶき 岡町図書館 服部図書館 いぶき図書室 中央公民館 克明公民分館 中豊島公民分館 豊島公民分館 原田公民分館 南桜塚公民分館 豊島北公民分館 緑地公民分館 中豊島コミュニティプラザ 豊島コミュニティルーム	小曽根公民分館 泉丘公民分館 北条公民分館 寺内公民分館 東泉丘公民分館 小曽根コミュニティルーム 泉丘コミュニティルーム	蛭池図書館 蛭池公民館 蛭池公民分館 豊島西公民分館 蛭池コミュニティルーム	庄内図書館 高川図書館 庄内幸町図書館 庄内公民館 豊南公民分館 庄内公民分館 庄内南公民分館 庄内西公民分館 野田公民分館 島田公民分館 千成公民分館 高川公民分館 庄内コミュニティプラザ 庄内南コミュニティルーム 庄内西コミュニティルーム 野田コミュニティルーム 島田コミュニティルーム 高川コミュニティルーム
スポーツ 施設	柴原体育館 野畑庭球場	千里北町公園野球場 千里体育館 千里東町公園庭球場	大門公園野球場 二ノ切温水プール	豊島公園野球場(豊中ローズ球場) 豊島体育館 豊島公園庭球場 武道館ひびき		原田中少年野球場 ふれあい緑地少年野球場 豊島温水プール 原田南庭球場 ふれあい緑地庭球場 青少年運動広場	庄内体育館 高川スポーツルーム 庄内温水プール グリーンスポーツセンター(庄内温水プール)
乳幼児 関連施設	のばたけ幼稚園 北緑丘保育所 桜井谷保育所 あゆみ学園(福祉型児童発達支援センター)	しんでん幼稚園 西丘保育所 東丘保育所	ゆたか幼稚園 とねやま幼稚園 東豊中保育所 本町保育所	てしま幼稚園 服部保育所 原田保育所 豊中人権まちづくりセンター保育所	てらうち幼稚園 旭丘保育所 小曽根保育所	蛭池保育所	せんなり幼稚園 野田保育所 庄内保育所 豊南保育所 庄内西保育所 栄町保育所 島田保育所 高川保育所 しいの実学園(医療型児童発達支援センター)
学校等 教育施設	第二中学校 第七中学校 第十一中学校 第十四中学校 桜井谷小学校 少路小学校 野畑小学校 桜井谷東小学校 北緑丘小学校	第八中学校 第九中学校 新田小学校 北丘小学校 東丘小学校 西丘小学校 南丘小学校 新田南小学校 千里少年文化館	第三中学校 第五中学校 第十三中学校 第十五中学校 桜塚小学校 大池小学校 熊野田小学校 上野小学校 東豊中小学校 刀根山小学校 東豊台小学校 箕輪小学校	第一中学校 第四中学校 克明小学校 中豊島小学校 豊島小学校 原田小学校 南桜塚小学校 豊島北小学校 緑地小学校	第十二中学校 第十六中学校 第十七中学校 小曽根小学校 泉丘小学校 北条小学校 寺内小学校 東泉丘小学校	第十八中学校 蛭池小学校 豊島西小学校 原田学校給食センター 服部学校給食センター 教育センター	第六中学校 第十中学校 豊南小学校 庄内小学校 庄内南小学校 庄内西小学校 野田小学校 島田小学校 千成小学校 高川小学校 庄内少年文化館
文化学習 交流施設		千里文化センター	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ とよなか国際交流センター 市民ギャラリー エキスタとよなか	豊中人権まちづくりセンター アクア文化ホール 伝統芸能館 環境交流センター		蛭池人権まちづくりセンター ルシオーレホール 蛭ドーム	ローズ文化ホール
子育て 支援施設	桜井谷小学校放課後こどもクラブ室 少路小学校放課後こどもクラブ室 野畑小学校放課後こどもクラブ室 桜井谷東小学校放課後こどもクラブ室 北緑丘小学校放課後こどもクラブ室	新田小学校放課後こどもクラブ室 北丘小学校放課後こどもクラブ室 東丘小学校放課後こどもクラブ室 西丘小学校放課後こどもクラブ室 南丘小学校放課後こどもクラブ室 新田南小学校放課後こどもクラブ室	子育て支援センターほっぺ 桜塚小学校放課後こどもクラブ室 大池小学校放課後こどもクラブ室 熊野田小学校放課後こどもクラブ室 上野小学校放課後こどもクラブ室 東豊中小学校放課後こどもクラブ室 刀根山小学校放課後こどもクラブ室 東豊台小学校放課後こどもクラブ室 箕輪小学校放課後こどもクラブ室	克明小学校放課後こどもクラブ室 中豊島小学校放課後こどもクラブ室 豊島小学校放課後こどもクラブ室 原田小学校放課後こどもクラブ室 南桜塚小学校放課後こどもクラブ室 豊島北小学校放課後こどもクラブ室 緑地小学校放課後こどもクラブ室 母子福祉センター	小曽根小学校放課後こどもクラブ室 泉丘小学校放課後こどもクラブ室 北条小学校放課後こどもクラブ室 寺内小学校放課後こどもクラブ室 東泉丘小学校放課後こどもクラブ室	蛭池小学校放課後こどもクラブ室 豊島西小学校放課後こどもクラブ室	豊南小学校放課後こどもクラブ室 庄内小学校放課後こどもクラブ室 庄内南小学校放課後こどもクラブ室 庄内西小学校放課後こどもクラブ室 野田小学校放課後こどもクラブ室 島田小学校放課後こどもクラブ室 千成小学校放課後こどもクラブ室 高川小学校放課後こどもクラブ室
高齢者 福祉施設	柴原老人福祉センター 桜井谷老人デイサービスセンター	千里老人福祉センター 永寿園とよなか	熊野田老人憩いの家 東豊中老人憩いの家 堀田老人憩いの家 柴原老人デイサービスセンター	原田老人福祉センター 豊中人権まちづくりセンター老人憩いの家 豊島北老人憩いの家 原田老人デイサービスセンター 服部老人デイサービスセンター ほづみ老人デイサービスセンター 特別養護老人ホームほづみ	小曽根校区南郷の家	蛭池老人憩いの家	庄内老人福祉センター 高川老人憩いの家 豊南老人憩いの家 高川老人デイサービスセンター 庄本老人デイサービスセンター
保健・ 医療施設	市立豊中病院	千里保健センター 火葬場	中部保健センター (財)豊中市医療保健センター事務局 (財)豊中市医療保健センター診療所 豊中看護専門学校	保健所			庄内保健センター
障害者 福祉施設			たちばな園(生活介護事業所) 店舗(福祉の店なかま)			みのり園(生活介護事業所)	障害福祉センターひまわり おおぞら園(一時移転) みずほ園(一時移転)
その他 福祉施設			岡町北店舗	福祉会館 岡町北作業所			

社会教育施設	図書館・公民館・公民分館・コミュニティプラザ・青年の家など
スポーツ施設	体育館・プール・テニスコート・スポーツルームなど
乳幼児関連施設	保育所・幼稚園・障害児通園施設
学校等教育施設	小中学校・学校給食センター・教育センター・少年文化館など
文化学習交流施設	市民会館・ホール・人権まちづくりセンターなど
子育て支援施設	子育て支援センター・母子福祉センター・放課後こどもクラブなど
高齢者福祉施設	老人ホーム・デイサービス・老人福祉センター・老人憩いの家など
保健・医療施設	市立豊中病院・保健センター・火葬場
障害者福祉施設	障害福祉センター・授産施設・障害者訓練施設など
その他社会福祉施設	福祉会館など

	都市マスタープラン地域区分						
	北部	北東部	中北部	中部	東部	西部	南部
推計人口 (人)	52,713	52,225	90,342	79,359	42,625	17,347	59,801
面積 (km ²)	4.9	4.6	7.1	5.4	3.9	5.0	3.7
人口密度 (人/km ²)	10,800	11,400	12,700	14,700	10,900	3,500	10,500
施設分類	北部	北東部	中北部	中部	東部	西部	南部
市営住宅	宮山住宅 向丘住宅 借上第14住宅(カーサ・グランア)	新千里南住宅 新千里南第2住宅	西谷住宅 刀根山住宅 借上第 1住宅(ヴィラ・マロンヒルズ) 借上第16住宅(アビタ97) 岡町北住宅	原田住宅 借上第15住宅(パルコ服部) 服部西住宅 服部寿住宅	熊野南住宅 北条住宅 北条西住宅 小曽根住宅 熊野住宅 借上第 6住宅(サニーコート小曽根) 借上第17住宅(アルビス旭ヶ丘)	上津島住宅 借上第13住宅(21世紀ベガサスⅢ) 蛭池北住宅	二葉住宅 三国住宅 島江西住宅 借上第 2住宅(シティコート豊中二葉町) 借上第 3住宅(ふじマンション) 借上第 4住宅(Dear Court明の春) 借上第 5住宅(メゾン・ド・プラス豊中) 借上第 7住宅(リオン・シャトレ) 借上第 8住宅(リバーサイド大倉) 借上第 9住宅(荒川第五ビル) 借上第10住宅(IHARAマンション) 借上第11住宅(ニューフレンドマンション) 借上第12住宅(フローラル南川) 借上第18住宅(ラ・ペルル豊良) 島江住宅 大黒住宅 野田住宅 野田第2住宅 二葉第2住宅
防災安全施設	備蓄倉庫(刀根山小学校) 備蓄倉庫(北緑丘小学校) 桜井谷分団消防用機械器具置場	備蓄倉庫(北丘小学校) 備蓄倉庫(東丘小学校) 備蓄倉庫(西丘小学校) 備蓄倉庫(南丘小学校) 上新田分団消防用機械器具置場	備蓄倉庫(大池小学校) 備蓄倉庫(東豊中小学校) 大池分団消防用機械器具置場 桜井谷分団(南刀根山班)消防用機械器具置場 熊野田分団消防用機械器具置場	備蓄倉庫(克明小学校) 備蓄倉庫(豊島小学校) 備蓄倉庫(豊島北小学校) 克明分団消防用機械器具置場 桜塚分団消防用機械器具置場 中豊島分団(服部班)消防用機器器具置場 中豊島分団(長興寺班)消防用機械器具置場 南豊島分団(原田班)消防用機械器具置場 豊島分団(穂積班)消防用機械器具置場	中央防災倉庫 備蓄倉庫(小曽根小学校) 備蓄倉庫(北条小学校) 小曽根分団消防用機械器具置場 小曽根分団(下寺内班)消防用機械器具置場 小曽根分団(石蓮寺班)消防用機械器具置場 小曽根分団(上寺内班)消防用機械器具置場 小曽根分団(浜班)消防用機械器具置場	備蓄倉庫(蛭池小学校) 蛭池分団消防用機械器具置場 南豊島分団(勝部班)消防用機械器具置場 豊島分団(利倉班)消防用機械器具置場 豊島分団(上津島班)消防用機械器具置場 豊島分団(今在家班)消防用機械器具置場	備蓄倉庫(庄内南小学校) 備蓄倉庫(庄内西小学校) 備蓄倉庫(野田小学校) 備蓄倉庫(千成小学校) 小曽根分団(豊南班)消防用機械器具置場 庄内北分団(島田班)消防用機械器具置場 庄内北分団(野田班)消防用機械器具置場 庄内東分団(島江班)消防用機械器具置場 庄内東分団(牛立班)火の見櫓 庄内西分団(庄本班)消防用機械器具置場 庄内西分団(溝剝止班)消防用機械器具置場
消費者関連			生活情報センターくらしかん				
商工業振興						とよなか起業・チャレンジセンター	
労働関連							労働会館
駐車場			豊中駅西自動車駐車場	服部西駐車場	緑地公園駅西駐車場	蛭池駅西自動車駐車場	
リサイクル				花とみどりの相談所		緑と食品のリサイクルプラザ	
集会 コミュニティ施設	永楽荘会館 宮山会館 桜井谷会館 柴原会館 少路会館 待兼山会館 内田会館 内田第二会館 野畑住宅街区記念会館 野畑第一会館 野畑第二会館 緑丘会館 刀根山集会所 宮山北会館 向丘集会所	上新田会館 上新田竹林会館 新千里西町会館 新千里東町会館 新千里南町会館 新千里南町桃山会館 新千里北町会館 新千里南集会所 新千里南第2集会所	岡上の町会館 熊野田会館 熊野田中央会館 栗ヶ丘会館 上野会館 千里園会館 刀根山蛭池会館 刀根山元町北会館 東豊会館 南刀根山会館 北桜塚会館 堀田会館 本町会館 箕輪センター 市民活動情報サロン 西谷集会所 熊野会館 岡町北住宅集会所	原田会館 石塚会館 曾根会館 大塚会館 長興寺会館 東桜塚会館 南桜塚会館 服部会館 服部西会館 穂積会館 原田センター 穂積センター 服部南センター 服部寿センター 山ノ上センター 豊島北センター 曾根西センター 曾根東センター 穂積南センター 原田集会所 服部コミュニティ第1会館 服部コミュニティ第2会館	旭丘会館 熊野田第二会館 寺内会館 若北会館 小曽根会館 西泉丘会館 北条東集会所 小曽根センター 浜センター 熊野南集会所 北条会館 北条西会館 小曽根東会館	麻田会館 利倉会館 勝部センター 利倉センター 上津島センター 走井センター 蛭池センター 利倉西センター 上津島会館 蛭池北住宅集会所	稲津会館 三和会館 二軒家青年会館 野田センター 豊南会館 三国センター 庄内東センター 島田センター 高川センター 豊南東センター 庄内南センター 豊南西センター 庄本センター 千成センター 大島センター 日出センター 庄内宝センター 庄内幸センター 庄内市民センター 三国集会所 島江西集会所 島江住宅大黒会館 大黒集会所 野田集会所 二葉集会所(新二葉会館)
庁舎・事務所	北消防署桜井谷出張所	新千里出張所 北消防署新千里出張所	情報政策室 公園作業事務所(大門公園) 消防本部・北消防署合同庁舎	本庁舎 福祉事務所 福祉会館分室 北消防署原田出張所 南消防署服部出張所	北消防署東泉丘出張所 南消防署小曽根出張所	都市基盤部道路センター道路維持課部分室 パスポートセンター 北消防署蛭池出張所 環境センター北部事業所 環境センター中部事業所	庄内出張所 水路課稲津分室 庄内分室 南消防署
その他庁舎			豊中市役所別館	文書館		消防訓練場	
(参考) 駅	少路駅 柴原駅	千里中央駅 (桃山台駅)	豊中駅	岡町駅 曾根駅 服部天神駅	緑地公園駅	蛭池駅 大阪空港駅	庄内駅

※市外1施設(青少年自然の家)

市営住宅	改良住宅等含む
防災安全施設	中央防災倉庫・備蓄倉庫
消費者関連施設	くらしかん
商工業振興施設	とよなか起業チャレンジセンター
労働関連施設	労働会館
駐車場	駐車場
リサイクル等関連施設	花とみどりの相談所・緑と食品のリサイクルプラザ
集会・コミュニティ施設	地区会館・共同利用施設など
庁舎・事務所	本庁舎・出張所・消防庁舎など
その他庁舎	文書館など
(参考) 駅	

資料 1－2 都市計画マスタープラン地域区分と施設分類ごとの施設数一覧

	北部	北東部	中北部	中部	東部	西部	南部	市外	合計
推計人口 (人)	52,713	52,225	90,342	79,359	42,625	17,347	59,801		394,412
人口 変動	→	↑	↑	→	→	→	↓		↑
面積 (km ²)	4.9	4.6	7.1	5.4	3.9	5.0	3.7		36.6
人口密度 (人/km ²)	10,800	11,400	12,700	14,700	10,900	3,500	10,500		10,800
社会教育	8	14	13	14	7	5	18	1	80
スポーツ	2	3	2	4	0	6	4	0	21
乳幼児	4	3	4	4	3	1	9	0	28
学校等教育	9	9	12	9	8	6	11	0	64
文化学習	0	1	4	4	0	3	1	0	13
子育て支援	5	6	9	8	5	2	8	0	43
高齢者福祉	2	2	4	7	1	1	5	0	22
保健・医療	1	2	4	1	0	0	1	0	9
障害者福祉	0	0	2	0	0	1	3	0	6
その他福祉	0	0	1	2	0	0	0	0	3
市営住宅	3	2	5	4	7	3	19	0	43
防災安全	3	5	5	9	8	6	11	0	47
消費者関連	0	0	1	0	0	0	0	0	1
商工業振興	0	0	0	0	0	1	0	0	1
労働関連	0	0	0	0	0	0	1	0	1
駐車場	0	0	1	1	1	1	0	0	4
リサイクル	0	0	0	1	0	1	0	0	2
集会コミュニティ	15	9	18	22	13	10	25	0	112
庁舎事務所	1	2	3	4	2	5	4	0	21
その他庁舎	0	0	1	1	0	1	0	0	3
合計	53	58	89	95	55	53	120	1	524

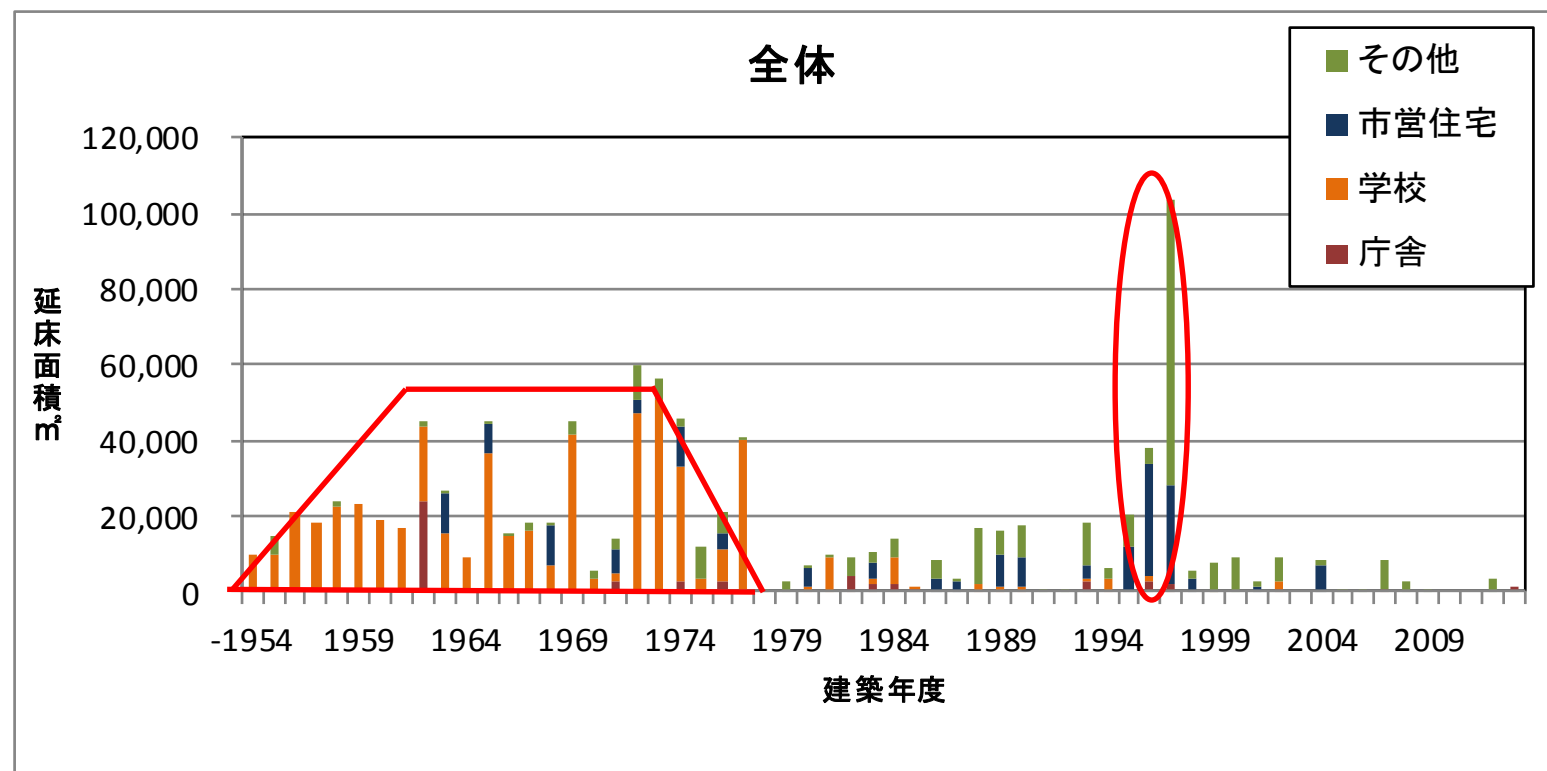
※人口は平成26年4月1日推計人口

人口変動は、平成22年10月1日からの変動状況

↑1,000人以上増 →1,000人未満の変動 ↓1,000人以上減

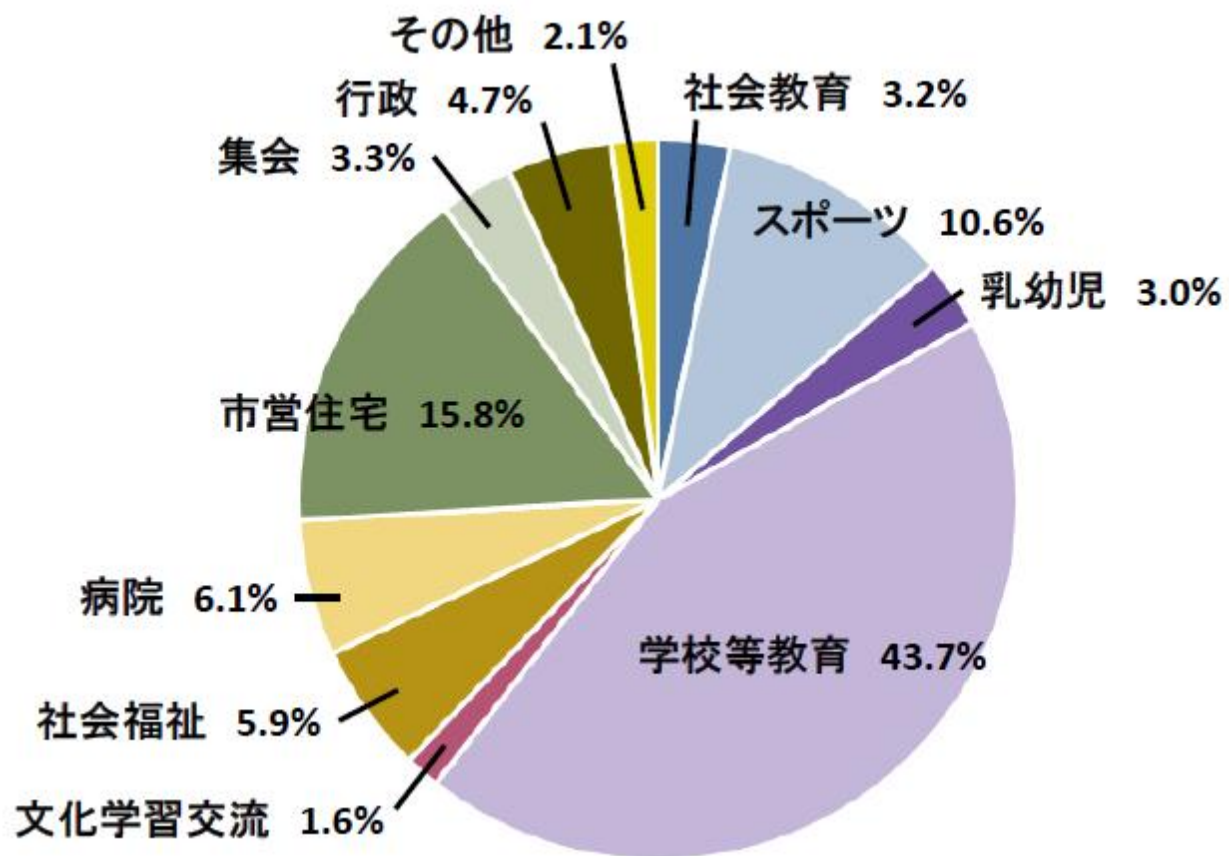
 : 施設数の多い地域

資料 2－1 市有施設の建築年数と延床面積の推移



- ・1950年代以降、1970年代後半までにかけて多くの市有施設が建設されています。
そのうちの大部分は学校関係（小中学校等）です。
- ・1990年代後半に大きなピークがありますが、
これは市立豊中病院の建設（1997年度）と阪神淡路大震災発生による
市営住宅の借上げによるものです。

資料 2－2 市有施設の用途別の延床面積割合



資料3 施設分類ごとの主な機能の例（平常時の主な機能）

大分類	中分類	小分類	機 能	機能分類
教育文化関連施設	社会教育施設	図書館	・ 図書の貸出・閲覧 ・ 蔵書検索・取り寄せ ・ 学習支援（子どもの読書） ・ 子育て支援（子どもの読書） ・ 情報の収集・発信（地域の歴史等） ・ 活動拠点（地域の団体） ・ 地域課題の解決支援 ・ 集会	② ③ ③ ① ③ ③ ③ ②
		公民館	・ 多様な学習の機会づくり ・ 情報の収集・発信（地域活動） ・ 活動拠点（市民団体） ・ 集会	③ ③ ③ ②
		公民分館	・ 活動拠点（地域の団体）	②
		コミュニティプラザ	・ 活動拠点（市民団体） ・ 集会	③ ②
		青年の家	・ 子ども・若者育成支援 ・ 就労支援 ・ 相談（若者） ・ 情報の収集・発信（若者育成） ・ 図書の貸出・閲覧（図書室） ・ 集会	③ ③ ③ ③ ② ②
	スポーツ施設	体育館	・ スポーツ活動の場 ・ スポーツ観戦の場 ・ 健康増進 ・ 人材育成（スポーツ） ・ 集会	③ ③ ③ ③ ②
		プール	・ スポーツ活動の場 ・ 健康増進	③ ③
		野球場	・ スポーツ活動の場 ・ スポーツ観戦の場 ・ 健康増進 ・ 人材育成（スポーツ）	③ ③ ③ ③
		庭球場	・ スポーツ活動の場 ・ 健康増進	③ ③
		運動広場	・ スポーツ活動の場 ・ 健康増進	③ ③

大分類	中分類	小分類	機 能	機能分類
	乳幼児関連施設	保育所	・ 保育 ・ 子育て支援（各種事業） ・ 相談（子育て）	① ① ①
		幼稚園	・ 幼児教育 ・ 児童発達支援 ・ 子育て支援（各種事業） ・ 相談（子育て） ・ 放課後保育	① ① ① ① ①
		障害児通所施設	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 相談（子育て）	② ② ①
	学校等教育施設	小中学校	・ 学校教育 ・ 図書の貸出・閲覧 ・ スポーツ活動の場 ・ 市民団体の活動の場 ・ 給食調理（単独調理校のみ）	① ② ③ ③ ③
		学校給食センター	・ 給食調理	③
		教育センター	・ 障害児教育 ・ 相談（教育） ・ 情報の収集・発信（教育） ・ 教職員研修	③ ③ ③ ③
		少年文化館	・ 学習支援 ・ 活動拠点（児童・生徒） ・ 不登校児童・生徒の復帰援助 ・ 問題を抱える子ども等の自立支援	③ ③ ③ ③
	文化学習交流施設	ホール	・ 文化・芸術活動発表の場 ・ 文化・芸術鑑賞の場 ・ 情報の収集・発信（文化・芸術） ・ 活動拠点（市民団体） ・ 集会	③ ③ ③ ③ ②
		市民ギャラリー	・ 文化・芸術活動発表の場 ・ 文化・芸術鑑賞の場 ・ 情報の収集・発信（文化・芸術）	③ ③ ③
		人権まちづくりセンター	・ 日常生活支援 ・ 就労支援 ・ 相談（人権） ・ 活動拠点（市民団体） ・ 情報収集・発信（人権） ・ 集会	③ ③ ③ ③ ③ ②

大分類	中分類	小分類	機 能	機能分類
		国際交流センター	・外国人支援 ・就労支援 ・相談（外国人） ・活動拠点（国際交流） ・情報収集・発信（国際交流） ・集会	③ ③ ③ ③ ③ ②
		男女共同参画推進センター	・男女共同参画支援 ・就労支援 ・相談（男女共同参画） ・活動拠点（男女共同参画） ・情報収集・発信（男女共同参画） ・図書の出貸・閲覧（情報ライブラリー） ・集会	③ ③ ③ ③ ③ ② ②
		環境交流センター	・学習支援（環境） ・相談（環境） ・活動拠点（市民団体） ・情報収集・発信（男女共同参画） ・集会	③ ③ ③ ③ ②
		蛍ドーム	・蛍の鑑賞	③
		エキスタとよなか	・地域の情報化支援 ・相談（IT） ・情報の収集・発信（IT） ・人材育成（IT）	③ ③ ③ ③
社会福祉等関連施設	子育て支援施設	子育て支援センター	・相談（子育て） ・活動拠点（子育て） ・情報収集・発信（子育て）	① ① ①
		母子父子福祉センター	・就労支援 ・相談（母子父子、母子父子福祉） ・情報の収集・発信（母子父子） ・集会	③ ③ ③ ②
		放課後こどもクラブ室	・放課後保育	①
	高齢者福祉施設	老人福祉センター	・レクリエーション（高齢者） ・健康増進（高齢者） ・活動拠点（高齢者）	② ② ②
		老人デイサービスセンター	・食事・入浴サービス（高齢者） ・機能訓練（高齢者） ・介護方法の指導（高齢者）	② ② ②
		老人憩の家	・レクリエーション（高齢者） ・健康増進（高齢者） ・活動拠点（高齢者）	② ② ②

大分類	中分類	小分類	機 能	機能分類
		養護老人ホーム	・食事・入浴サービスなどの日常生活の世話（高齢者） ・療養上の世話（高齢者） ・機能訓練（高齢者） ・健康管理（高齢者）	③ ③ ③ ③
		特別養護老人ホーム	・食事・入浴サービスなどの日常生活の世話（高齢者） ・療養上の世話（高齢者） ・機能訓練（高齢者） ・健康管理（高齢者） ・介護サービス	③ ③ ③ ③ ③
	保健・医療施設	市立豊中病院	・急性期高度医療 ・地域の中核病院	④ ④
		保健所	・検診 ・申請窓口（保健衛生） ・相談（保健衛生） ・情報の収集・発信（保健衛生） ・事務	③ ⑥ ③ ③ ⑥
		保健センター	・検診 ・申請窓口（保健衛生） ・相談（保健衛生） ・情報の収集・発信（保健衛生） ・事務	③ ⑥ ③ ③ ⑥
		医療保健センター	・急病診療 ・障害者等歯科診療 ・相談（医療健康） ・情報の収集・発信（医療健康） ・人材育成（看護師）	④ ④ ③ ③ ③
		火葬場	・火葬	④
	障害者福祉施設	障害福祉センターひまわり	・障害児等療育支援 ・相談（障害者） ・情報の収集・発信（障害者） ・機能訓練（障害者） ・集会	③ ③ ③ ③ ②
		生活介護施設	・日常生活、社会生活の自立支援（障害者）	③
		就労継続支援施設	・就労支援（障害者）	③
	その他社会福祉施設	福祉会館	・活動拠点（地域の団体） ・集会 ・事務	② ② ⑥

大分類	中分類	小分類	機 能	機能分類
市営住宅	市営住宅	市営住宅	・住宅 ・活動拠点（地域の団体）	— ②
生活・安全関連施設	防災安全施設	中央防災倉庫	・倉庫	⑥
		備蓄倉庫※	・倉庫	⑥
		消防用機械器具置場	・倉庫 ・事務	⑥ ⑥
	消費者関連施設	生活情報センター	・就労支援 ・相談（消費者・多重債務者） ・活動拠点（市民団体） ・情報の収集・発信（消費者） ・集会	③ ③ ③ ③ ②
産業振興・労働関連施設	商工業振興施設	とよなか起業・チャレンジセンター	・中小企業に対する支援 ・相談（起業）	③ ③
	労働関連施設	労働会館	・就労支援 ・集会	③ ②
交通施設	駐車場	駐車場	・自動車等の駐車	⑤
環境施設	リサイクル等関連施設	花とみどりの相談所	・相談（緑化） ・活動拠点（市民団体） ・情報の収集・発信（緑化）	③ ③ ③
		みどりと食品のリサイクルプラザ	・活動拠点（市民団体） ・土壌改良材の製造 ・情報の収集・発信（緑化）	③ ③ ③
集会・コミュニティ施設	集会・コミュニティ施設	地区会館	・活動拠点（地域の団体）	②
		共同利用施設	・活動拠点（地域の団体）	②
		市民活動情報サロン	・活動拠点（市民団体） ・シェアオフィス ・情報の収集・発信（市民活動）	③ ③ ③
行政施設	庁舎・事務所	本庁舎	・事務 ・相談（各種） ・申請窓口（各種） ・会議室（内部用）	⑥ ③ ⑥ ⑥

大分類	中分類	小分類	機 能	機能分類
		消防庁舎	・ 事務 ・ 防災拠点 ・ 相談（消防・救急） ・ 申請窓口（消防） ・ 会議室（内部用）	⑥ ③ ③ ⑥ ⑥
		出張所	・ 事務 ・ 相談（各種） ・ 申請窓口（各種） ・ 会議室（内部用）	⑥ ③ ⑥ ⑥
		作業事業所	・ 事務 ・ 会議室（内部用）	⑥ ⑥
	その他庁舎	別館	・ 事務 ・ 会議室（内部用）	⑥ ⑥
		文書館	・ 倉庫 ・ 行政文書の展示・閲覧	⑥

※この表の機能分類の番号は、資料４の「市民視点からのまちへの期待」①～⑥に対応している。

資料4 機能類型（市民視点からのまちへの期待）ごとの配置パターン

市民視点				機能配置効果を高める戦略・施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点など			
市民視点からのまちへの期待（資料3の機能分類に対応）	まちへの期待に対応する機能	利用者の行動範囲	求められる機能配置	機能配置効果を高める戦略	配置基準	当市における機能と具体的施設の例示	施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点
			適合する機能配置パターン				
①生活の基盤が確立している	安心して働いたり、子育てができるなど、安心・安全な生活基盤を確保する機能	徒歩圏	必要量が均一に分布する配置	1施設がカバーする範囲（利用者の行動範囲）を適切に設定する - 民間施設との役割分担や民による運営を進め、公の資源拡散を抑える - 分散型であっても、できる限り一つの施設に機能を集約する	小学校区～中学校区	・保育（保育所） ・幼児教育（幼稚園） ・児童発達支援（幼稚園） ・子育て支援（図書館、保育所、幼稚園） ・相談（保育所、幼稚園、障害児通所施設、子育て支援センター） ・活動拠点（子育て支援センター） ・情報収集・発信（子育て支援センター） ・学校教育（小中学校） ・学童保育（幼稚園、放課後こどもクラブ室） ⋮	・稼働率や類似施設の配置を総合的に勘案 ・民間施設とのVFM比較
			分散型				
			必要な時に利用しやすい利便性ある配置				
			段階構成型				
②日常的な利便性が備わっている	生活に身近なサービスを利用できる機能	徒歩圏～単一公共交通機関開通圏（利用頻度に応じて）	必要な時に利用しやすい利便性ある配置	利便性ととともに効率性・有効性を実現する民間施設とのサービスネットワークを形成する	中学校区～7圏域	・図書の貸出・閲覧（図書館、青年の家、小中学校、男女共同参画推進センター） ・集会（図書館、公民館、コミュニティ・ガ、青年の家、体育館、ホール、人権まちづくりセンター、国際交流センター、男女共同参画推進センター、環境交流センター、母子父子福祉センター、障害福祉センターひまわり、福祉会館、生活情報センター、労働会館） ・活動拠点（公民分館、老人福祉センター、老人憩の家、福祉会館、市営住宅、地区会館、共同利用施設） ・児童発達支援（障害児通所施設） ・医療型児童発達支援（障害児通所施設） ・レクリエーション（老人福祉センター、老人憩の家） ・健康増進（老人福祉センター、老人憩の家） ・食事・入浴サービス（老人サービスセンター） ・機能訓練（老人サービスセンター） ・介護方法の指導（老人サービスセンター） ⋮	・サテライト機能を民間施設に担ってもらうことを検討
			段階構成型				

市民視点				機能配置効果を高める戦略・施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点など			
市民視点からのまちへの期待（資料3の機能分類に対応）	まちへの期待に対応する機能	利用者の行動範囲	求められる機能配置 適合する機能配置パターン	機能配置効果を高める戦略	配置基準	当市における機能と具体的施設の例示	施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点
③生きがい・楽しさ を感じられる	- 活動に参画したり、他者と交流することのできる機能 - 個人としての生活を豊かにするための機能	公共交通機関開通圏・乗り継ぎもあり	- 拠点へと人を呼び寄せる配置 - 利便性⇄資源集中のバランスの取れた配置	- 地域活動交流の拠点は市域複数拠点、テーマ別の活動交流の拠点はテーマ単位に市域単一拠点を配置し、人を呼び寄せる効果を高める - 特に市域複数拠点を置く場合、民間施設との役割分担や民による運営を進め、公の資源拡散を抑える	7圏域～ 北部・中部・南部	- 蔵書検索・取り寄せ（図書館） - 学習支援（図書館、少年文化館、環境交流センター） - 情報の収集・発信（図書館、公民館、青年の家、教育センター、ホール、市民ギャラリー、人権まちづくりセンター、国際交流センター、男女共同参画推進センター、環境交流センター、エキスタとよなか、母子父子福祉センター、保健所、保健センター、医療保健センター、障害福祉センターひまわり、生活情報センター、花とみどりの相談所、みどりと食品のリサイクルプラザ、市民活動情報サロン） - 活動拠点（図書館、公民館、コミュニティプラザ、少年文化館、ホール、人権まちづくりセンター、国際交流センター、男女共同参画推進センター、環境交流センター、生活情報センター、花とみどりの相談所、みどりと食品のリサイクルプラザ、市民活動情報サロン） - 市民活動の場（小中学校） - 地域課題の解決支援（図書館） - 多様な学習の機会づくり（公民館） - 子ども・若者育成支援（青年の家） - 就労支援（青年の家、人権まちづくりセンター、国際交流センター、男女共同参画推進センター、母子父子福祉センター、就労継続支援施設、生活情報センター、労働会館） - 相談（青年の家、教育センター、人権まちづくりセンター、国際交流センター、男女共同参画推進センター、環境交流センター、エキスタとよなか、母子父子福祉センター、保健所、保健センター、医療保健センター、障害福祉センターひまわり、生活情報センター、とよなか起業チャレンジセンター、花とみどりの相談所、本庁舎、消防庁舎、出張所） - スポーツ活動の場（体育館、プール、野球場、庭球場、運動広場、小中学校） - スポーツ観戦の場（体育館、野球場） - 健康増進（体育館、プール、野球場、庭球場、運動広場） - 人材育成（体育館、野球場、エキスタとよなか、医療保健センター） - 給食調理（学校給食センター、小中学校）	- 活動・交流が活性化されているか ⇒十分でない場合、相乗効果を創出する方策について検討 - 複数拠点であるが、各々に資源集中でできず魅力が発揮できていない ⇒拠点数の集約・民間施設の誘致

市民視点				機能配置効果を高める戦略・施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点など			
市民視点からのまちへの期待（資料3の機能分類に対応）	まちへの期待に対応する機能	利用者の行動範囲	求められる機能配置 適合する機能配置パターン	機能配置効果を高める戦略	配置基準	当市における機能と具体的施設の例示	施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点
			集中型			・障害児教育（教育センター） ・障害児等療育支援（障害福祉センター・ひまわり） ・教職員研修（教育センター） ・不登校児童・生徒の復帰援助（少年文化館） ・問題を抱える子ども等の自立支援（少年文化館） ・文化・芸術活動発表の場（ホール、市民ギャラリー） ・文化・芸術鑑賞の場（ホール、市民ギャラリー） ・日常生活支援（人権まちづくりセンター） ・外国人支援（国際交流センター） ・男女共同参画支援（男女共同参画推進センター） ・蛍の鑑賞（蛍ドーム） ・地域の情報化支援（エキスタとよなか） ・食事・入浴サービスなどの日常生活の世話（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム） ・療養上の世話（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム） ・機能訓練（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害福祉センター・ひまわり） ・健康管理（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム） ・介護サービス（特別養護老人ホーム） ・検診（保健所、保健センター） ・日常生活、社会生活の自立支援（生活介護施設） ・中小企業に対する支援（とよなか起業チャレンジセンター） ・土壌改良材の製造（みどりと食品のサカサガ） ・シェアオフィス（市民活動情報サロン） ・防災拠点（消防庁舎） ・	
④頻度は高くないが 起こり得る事態に 備えがある	緊急事態などに利用する機能	公共交通機関開通圏・ 乗り継ぎもあり～自動車圏	必要となる可能性に対応したエリア単位に配置 広域センター型	● 当該機能を担う能力を確保する ● 当該機能を担う場合は広域における関係主体の連携・協力を取りつける	市で1箇所	・急性期高度医療（市立豊中病院） ・地域の中核病院（市立豊中病院） ・急病診療（医療保健センター） ・障害者等歯科診療（医療保健センター） ・火葬（火葬場） ・	● 想定エリアにおいて当該機能を担う能力があるかどうかを検討

市民視点				機能配置効果を高める戦略・施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点など			
市民視点からのまちへの期待（資料3の機能分類に対応）	まちへの期待に対応する機能	利用者の行動範囲	求められる機能配置 適合する機能配置パターン	機能配置効果を高める戦略	配置基準	当市における機能と具体的施設の例示	施設総量等を踏まえた既存機能配置の見直し視点
⑤さらに見るべき点；特定課題への対応やオンリーワンの魅力発信	当市の魅力を発見したり、独自の資源を鑑賞できる機能	利用者の行動範囲は機能の種類によって異なる	魅力や希少価値あるコンテンツのある場所またはアクセス有利な場所に配置 配置は機能の種類によって異なる	● オンリーワンのコンテンツがある場合にのみ設置する		・観光資源（高校野球メモリアルパーク、旧新田小学校、原田城跡） ・学術資源（修学館、原田城跡） （※施設としての位置づけはしていないが、イメージするための例示として記載）	● コンテンツが支持されているか・施設を維持するコストと見合った政策的効果があるかどうかを検討
	特定箇所の課題解消を行うことができる機能	利用者の行動範囲は機能の種類によって異なる	課題ある箇所への的確な配置 配置は機能の種類によって異なる	● 当該箇所に課題があること、解決策が有効であることを常に検証する		・自動車等の駐車（駐車場） ・行政文書の展示・閲覧（文書館） ⋮	● 課題が解消・解決策の有効性が確認できない⇒撤退・適地へ移動
	市民の直接利用なし	利用者の行動範囲概念なし	行政効率を配慮して配置 パターン概念なし	● 効率性を追求 ● 他の施設の配置効果を阻害しない		・申請窓口（保健所、保健センター、本庁舎、消防庁舎、出張所） ・事務（保健所、保健センター、福祉会館、消防用機械器具置場、本庁舎、消防庁舎、出張所、作業事務所、別館） ・倉庫（中央防災倉庫、備蓄倉庫、消防用機械器具置場、文書館） ・会議室（本庁舎、消防庁舎、出張所、作業事務所、別館） ⋮	● スペース統合など効率性向上の余地はないかどうかを検討

※「市民視点からのまちへの期待」欄は、「“住んでみたい”と思われる豊中に」という視点からの分類である。

※「当市における機能と具体的施設の例示」欄記載の機能及び施設は、資料3「施設分類ごとの主な機能の例（平常時の主な機能）」において施設小分類ごとに抽出した機能を、①～⑥に落とし込んでいる。

※機能配置パターンの説明

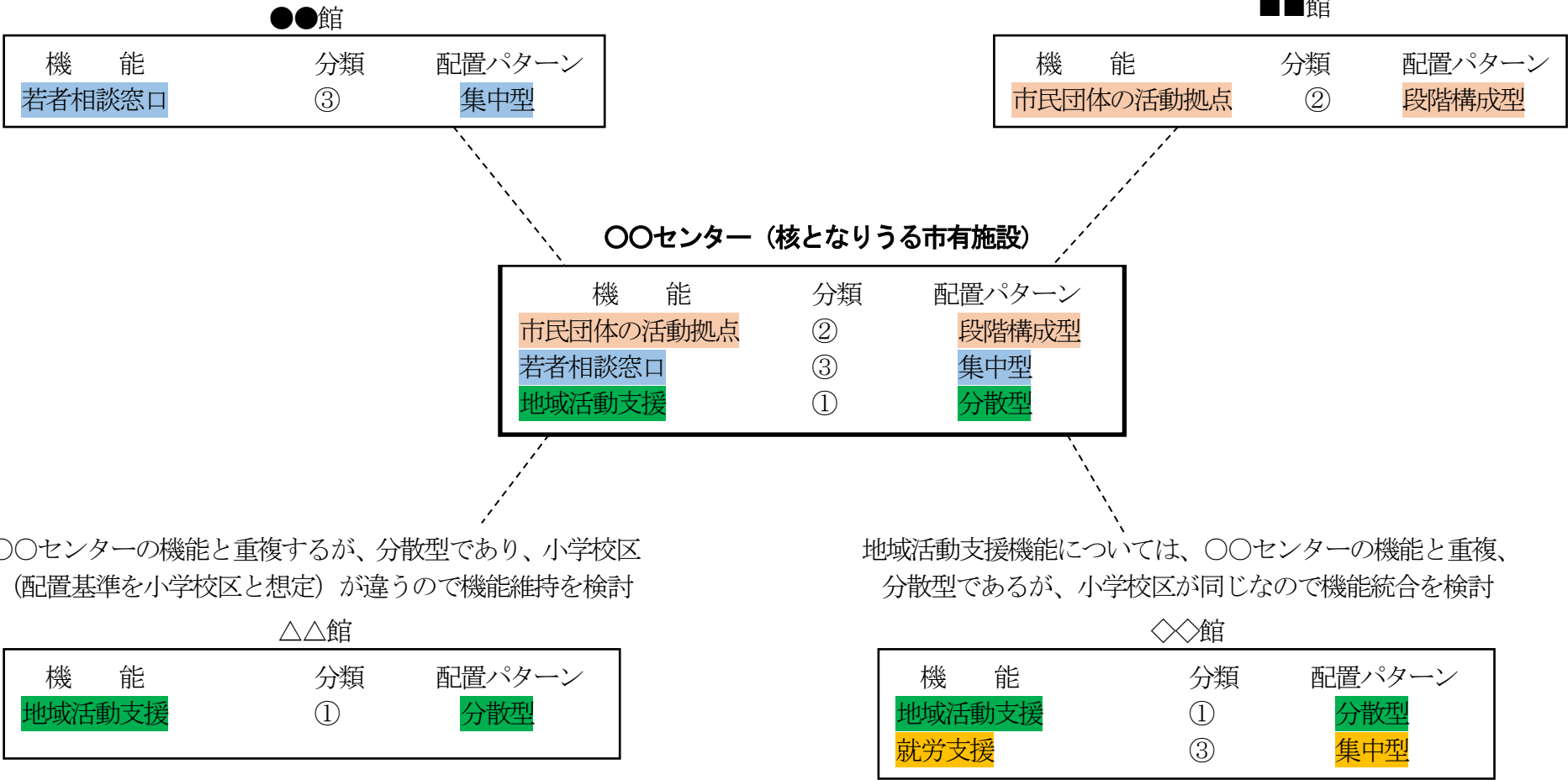
配置パターン	説 明
分散型	施設の設置目的、性質、特性などから、社会的公平性とサービスに重点を置く必要があり、比較的均等に分散配置するもの
段階構成型	中心となる施設機能を核として、その機能の一部を備え中心施設との連携をもって、地域の広がりに対応した分館、サブ施設を配置するもの
集中型	同一分野の施設等を駅周辺等の限られた一定の地域に集中して配置し、集積による相乗効果を期待するもの
広域センター型	広域な生活圏に対応して、目標とする機能の高度化を図り、必要な規模の拡大も求められる場合の施設配置

資料5 機能分類別の配置パターン 応用例

(前提条件) 核となりうる市有施設を中心とした一定のエリア内にある市有施設の再編を検討
※核となりうる市有施設は、施設の立地や延面積、機能などから選定

〇〇センターの機能と重複し、集中型なので機能統合を検討

〇〇センターの機能と重複するが、段階構成型なのでサブ施設としての位置付けを検討



豊中市市有施設有効活用委員会 平成26年度審議経過・委員名簿

1. 平成26年度審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	6月27日(金)	・豊中市における市有施設の戦略的配置について(諮問) ・前年度の振り返り及び今年度の進め方について ・豊中市における市有施設の戦略的配置について
—	8月1日(金)	<調査研究会> ・豊中市における市有施設の戦略的配置について
第2回	9月8日(月)	・豊中市における市有施設の戦略的配置について
	10月6日(月)	<調査研究会> ・豊中市における市有施設の戦略的配置について
第3回	10月22日(水)	・豊中市における市有施設の戦略的配置について
—	11月6日(木)	・答申の中間取りまとめ
—	12月17日(水)	<調査研究会> ・最終答申に向けて
第4回	1月28日(水)	・「豊中市における市有施設の戦略的配置について(答申の骨子案)」の検討
—	2月23日(月)	<調査研究会> ・「豊中市における市有施設の戦略的配置について(答申案)」の検討
第5回	3月24日(火)	・「豊中市における市有施設の戦略的配置について(答申案)」の検討

2. 委員名簿(五十音順)

	役職等	名前	備考
1	大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 助教	伊丹 康二	委員長 職務代理者
2	近畿大学 建築学部 講師	佐野 こずえ	
3	大阪市立大学大学院 創造都市研究科 都市ビジネス専攻 准教授	新藤 晴臣	
4	市民委員	廣瀬 史朗	
5	大阪経済大学 経営学部 教授	吉野 忠男	委員長